

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和7年7月2日

選挙管理委員会事務局

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会（7月）
開催日時	令和7年7月2日（水）午前10時00分から午前10時25分まで
開催場所	朝霞市役所 本館4階 選挙管理委員会室
出席者の職・氏名	委員4名（細田委員長、加藤委員、金子委員、藤井委員） 事務局3名（小笠原局長、高橋局次長、三上係長）
欠席者の職・氏名	なし
議題	<p>選挙人名簿関係</p> <p>議案第38号 選挙人名簿に登録する者について</p> <p>議案第39号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>在外選挙人関係</p> <p>議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者について</p> <p>参議院議員通常選挙関係</p> <p>議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>議案第42号 投票所の投票立会人の選任について</p> <p>議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について</p> <p>議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について</p> <p>議案第45号 開票の日時及び場所の決定について</p> <p>議案第46号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</p> <p>議案第47号 啓発宣伝計画の決定について</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第38号 選挙人名簿に登録する者について ・ 議案第39号 選挙人名簿から抹消することについて ・ 令和7年7月2日選挙時登録概要について ・ 投票区選挙人名簿登録者数等一覧表 ・ 議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者について ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表 ・ 議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について ・ 議案第41号 別紙 ・ 議案第42号 投票所の投票立会人の選任について ・ 議案第42号 別紙 ・ 議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について ・ 議案第43号 別紙 ・ 議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について ・ 議案第45号 開票の日時及び場所の決定について ・ 議案第46号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について ・ 議案第47号 啓発宣伝計画の決定について ・ 参議院議員通常選挙における啓発について ・ 参議院議員通常選挙における街頭啓発について

会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員 による確認	
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

本日は、酷暑の中、定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

第27回参議院議員通常選挙は、明日7月3日公示、7月20日の投開票に向けて、17日間の選挙戦が始まります。当委員会としても、これに向けてまい進したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

◎3 会議録署名委員の指名

それでは、日程に従いまして、日程3、「会議録署名議員の指名」でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、加藤職務代理、お願いいたします。

○加藤委員長職務代理者

分かりました。よろしくお願いいたします。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第38号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第39号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に日程4、議題でございます。選挙人名簿関係でございます。「議案第38号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第39号 選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第38号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法第22条第3項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、714人。女、628人。計、1,342人です。

続きまして、議案第39号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので、選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、300人。女、246人。計、546人でございます。

次のページを御覧ください。

「令和7年7月2日選挙時登録概要について」ということで、今回の選挙人名簿への登録につきましては、転入関係でございますと、令和7年3月2日から令和7年4月2日までということ、転入して3か月が経過された方。年齢につきましては、平成19年6月3日から平成19年7月21日までということ、投票日当日において18歳になる方までが対象でございます。

続きまして、選挙人名簿の抹消でございますが、転出等につきましては、令和7年2月1日から令和7年3月2日までの方ということ、4か月が経過された方。死亡につきましては、令和7年6月2日から令和7年7月2日ということ、今日時点で既に亡くなられた方を対象としているものでございます。

続きまして、次のページの方を御覧ください。

「投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表」でございます。

一番下の欄でございますが、全投票区の計でございます。男、6万148人。女、5万9,859人。計、12万7人ということ、掲示場数につきましては、従前のおり変更の方はございません。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、まず、議案第38号について御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第38号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号につきまして、何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第39号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人名簿関係

議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。「議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第40号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、4人。女、2人。計、6人でございます。

次のページを御覧ください。

今回新たに、申請に基づきまして登録される方の一覧となっております。

この結果でございますが、次のページを御覧ください。

上の方の欄でございますが、本日、令和7年7月2日現在、在外選挙人名簿登録者数でございますけれども、合計、男、56人。女、53人。計、109人となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第40号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、参議院議員通常選挙関係でございます。「議案第41号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第41号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。

7月4日から7月19日までの間でございますけれども、朝霞市役所内、続きまして次のページ、朝霞台出張所内でございますが、それぞれ投票管理者におかれましては、選挙管理委員の皆さん、若しくは、市の元職員で構成をしてございます。また、投票管理者の職務代理者につきましては、市の職員で構成しているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第41号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第42号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第42号 投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第42号、投票所の投票立会人の選任について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページと、その次のページでございますが、今回、各投票所3人の方につきまして、従前どおりでございますが、選任するものでございます。

こちらの方につきましては、明るい選挙推進協議会の方及び公募の方にお声を掛けさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第42号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第43号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページとその次のページに、選任する方について記載をしてございます。各日とも、7月4日から7月19日までの間、各投票所をお二人ずつでございまして、朝霞台出張所内の最終日7月19日につきましては、途中、立会人の方が交代する方がいらっしゃいますので、ここにつきましては、3人ということで議案に挙げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第43号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議ありませんので、御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について

○細田委員長

次に、「議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第44号、開票立会人のくじの日時及び場所について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は参議

院埼玉県選議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和7年7月17日午後5時30分。2、場所、朝霞市役所別館5階502会議室で
ございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか、この日程で。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第44号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第45号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第45号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第45号、開票の日時及び場所の決定について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票区名、朝霞市。開票の日時、令和7年7月20日午後9時。開票の場所、朝霞市立総合体育館サブアリーナでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第45号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第46号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所
の決定について

○細田委員長

次に、「議案第46号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第46号、投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等提示につき、同条第3項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和7年7月3日午後5時30分。2、場所、朝霞市役所別館5階502会議室。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。何か御質疑ございますか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第46号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第47号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第47号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第47号、啓発宣伝計画の決定について。

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年7月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページから、3枚ほど続きます。

次のページでございます。

まず、「参議院議員通常選挙における啓発について」ということで、掲示関係でございますが、「1.懸垂幕1張」については、市役所正面に掲示をするものでございます。「2.横断幕5張」、朝霞駅南口及び東口、北朝霞駅南口及び東口、溝沼市民センターの5か所でございます。「3.のぼり旗：100本」につきましては、こちらに書いてございます、市内公共施設30か所、計100本を掲出するものでございます。また、「4.ポスター」につきましては、県から届きましたら、市役所を始め各公共施設、朝霞高校、朝霞西高校、東洋大学にも依頼しようということと考えてございます。また、「5.電光掲示板」、総合窓口課待合ロビーの方でございますので、こちらの方でも掲示を行っていきます。

続きまして、文書に係る啓発でございますが、「1.選挙のお知らせ」ということで、7月号の市の広報の方に既に載せさせていただいてございます。ホームページの方も既に載せさせていただいてございますが、また、今日以降、ホームページの方につきましては、それぞれ随時、中身を更新していくものでございます。

「2.選挙周知のチラシ」ということで、6月27日に投票所入場券の送付を既に行いました。そのところに、一緒に「選挙周知のチラシ」ということで、いつも入れさせていただいているものと同じでございますが、それも今回入れさせていただいてございます。

「3.選挙公報」ということで、選挙公報、県の方から届きますけれども、県の方からホームペー

ジの方に情報提供されましたら、市のホームページの方にも掲載の方を行うものでございます。こちら、「令和7年6月25日（水）」となっておりますが、市のホームページの方には、選挙のお知らせということで6月25日から載せさせていただいておりますけれども、実際の選挙公報はまだ出てございませんので、それが出ましたら選挙公報の方も掲載させていただきます。

（2）としまして、ポスティングによる全戸配布ということで、紙の選挙広報につきまして、県から届きましたら、速やかに7月11日から配布を開始したいと思っておりますが、末日につきましては、業者との調整もございませけれども、できるだけ早く各全世帯に配布するように計画しておりますが、一応、約束の上では、7月18日までには終わるということでは聴いておりますが、できるだけ前倒しするようにお願いしたいというふうに考えてございます。

「4.X（旧ツイッター）、フェイスブック、メール配信」でございますが、こちらにつきましては、期日前投票が開始となります7月4日から、実施をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、口頭宣伝でございますが、まず「1. 広報車による巡回」ということで、期日前投票期間中と選挙当日でございますが、選挙啓発のテープを流しまして、市内を広報車で巡回いたします。

「2. 防災無線による広報」ということで、選挙期日前日1回、選挙当日につきましては、2回の広報を考えてございます。

「3. コミュニティFM」ということで、ナナコライブリーFMに依頼しまして、期日前投票期間中におきまして宣伝していただくように依頼を掛けているところでございます。

続きまして、次のページでございます。

「街頭啓発の配付物」ということで、配付物はウェットティッシュ、配布数については6,400個ということで予定してございますが、ウェットティッシュにつきましては、県から届いたものを配布するというように計画しております。

続きまして、「駅前街頭啓発」でございますが、いつも明るい選挙推進協議会の方と選挙管理委員会ということで、合同で啓発の方をお願いしてございませけれども、投票日、前々前日でございますが、7月17日午後6時から各駅前の方でお願いしたいということで考えてございます。

次に「支部別街頭啓発」でございますが、各、明るい選挙推進協議会にお願いをしてございます。令和7年7月11日金曜日から7月18日金曜日までの間につきまして、こちら2番目に書いてございます「依頼先等」の方に依頼を掛け、やらせていただくということで考えてございます。

啓発宣伝計画につきましては、以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第47号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり決定いたしました。

◎5 その他

○細田委員長

議案の方は終わりました、次に日程第5、「その他」でございます。

この際でございますが、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

何かお気付きの点がございましたら。

加藤委員。

○加藤委員長職務代理者

啓発物資のティッシュペーパーですが、あれ、いっぱい残るんです。みんな要らないと言って。

あれ、どうするんですか。

○細田委員長

事務局、どうですか。

○加藤委員長職務代理者

どうするのですか、あれは。投票に来た人にあげては駄目なんですか、ああいうのは。

○事務局・高橋局次長

積極的にあげるといふか、投票所の近くに置いておいて、それを啓発の一環として活用するということについては、差し支えないのかなと考えてございます。

○加藤委員長職務代理者

要らない要らないと。男の方なんかはなおさら、夕方でしょう。

だから、今はポケットがあるからいいだろうけど。それでも要らないと。

○金子委員

ポケットティッシュは、冷たいやつですよ。

○加藤委員長職務代理者

違います、普通のティッシュです。

○事務局・高橋局次長

普通のです。

○加藤委員長職務代理者

普通のティッシュです。小さいの。

○金子委員

小さいの。はい。

○加藤委員長職務代理者

要らない要らないと。せっかく出しているのに要らないと言うからね。

○事務局・高橋局次長

ごめんなさい。ウェットティッシュですね。

○加藤委員長職務代理者

ウェットティッシュというのは、冷たいの。

○金子委員

冷たくない。

○事務局・高橋局次長

ぬれているやつです。

○加藤委員長職務代理者

ぬれているやつね。

○金子委員

それは、頂くんですよ、皆さん。ぬれているやつは。

○事務局・高橋局次長

少々、お待ちください。今、現物の方を確認します。

○金子委員

ぬれているのは頂きます、皆さん。

○藤井委員

それすらも、要らないという人はいる。

○金子委員

荷物になったりするのが。

○加藤委員長職務代理者

男の人は、なおさら。女性も要らないと言う人もいますね。

○事務局・高橋局次長

まだ、届いてごさいませんので、現物の方は御提示できないのですが。

○加藤委員長職務代理者

いいです。だから袋の中に入れるのを、少し減らしてもいいのではないかと思います。
まあ、いいのですが。

○金子委員

結構、お店なんかのところにちょっとあげると、喜んで取ってくださる。

○加藤委員長職務代理者

それは、いいんですけど。ここへ来たときにあげてもいいしね。

○事務局・高橋局次長

配布場所につきましては、少し街頭啓発の方もそうですけれど、選挙、投票に来られた方は、目的があってもう来られています、そうではなくて役所に立ち寄られた方ですと、選挙に行く予定がなかったのですが、それを見て行こうかなという気持ちになろうかと思いますので、配布場所につきましては、また検討してみます。

○加藤委員長職務代理者

そうですね。考えてみてください。

○金子委員

残ってしまったら、また、お返しすればいいですよ。駅で皆さんに配ったときに残ってしまったら、そのまま、また駅でお返しすればいいですよ、役所の方に。

○事務局・高橋局次長

配布場所につきましては、工夫の方をしたいというふうに思います。

○加藤委員長職務代理者

分かりました。すみません。

○細田委員長

工夫してください。

ほかに、なければ。

事務局の方から、何かございますか。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

報告でございます。

過日、令和7年第2回の市議会ということで、6月2日から6月26日の間、議会の方、開催されました。その中で、一般質問で石川議員から質問がございました。質問の内容につきましては、ユニバーサルデザインについてということで、委員長御臨席の下、事務局長の方で答弁をしました。

質問については、20問余りございまして、各投票所で、高齢の方ですとか障害のある方、そう

いった方にどういった配慮をされているのかといったような内容の質問でございました。

朝霞市の投票所では、車椅子とか点字、あるいは係員が、支援を必要とされる方に対しまして配慮するようなことをしているといったようなことでの答弁をさせていただいているといったこと
でございます。

以上でございます。

○金子委員

明日、会議が午後5時半からございますよね。

○細田委員長

それは、ちょっと後で、やりますので。

ほかには、いいですか。

○事務局・高橋局次長

はい。

◎6 閉会

○細田委員長

ほかになれば、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

委員長 _____

委員 _____